

1, 問題の背景

- (1) 自治会問題の多様性：公金の不正使用の問題・住民の生活上の問題（ゴミ収集など）・政治支配の問題（特定の候補者への支持）・人権侵害の発生（仲間はずれ、信教の自由の侵害など）
- (2) 自治会問題解決の困難性：法の不存在・団体の自治と個人の権利の衝突・前近代的ルールと憲法の原理
- (3) 自治会問題の重要性：政治、経済の中央集権化←→住民自治の必要性・地方の活性化の要素となることへの期待

2, 「自治会学」のねらい

- (1) 自治会問題をチェックする項目を提案すること
- (2) 自治会問題を考えるヒントを提案すること（地方自治法の規定・憲法原理）
- (3) 自治会と地方公共団体の役割を提案すること→官製自治への警戒

3, 調査方法—地方公共団体へのアンケート調査

- (1) 調査対象：20政令市・58中核市・政令市中核市以外の県庁所在市（5）、岐阜市を除く岐阜県内（大会開催地）の41市町村・福岡市、北九州市、久留米市を除く福岡県内（オンブズによる研究の先進地）の57市町村の合計181市町村
- (2) 回答結果：八尾市と山口市、福岡県内の8地方公共団体を除く171市町村からの回答

4, 調査項目—3つの視点

- ①自治会の基礎データ：組織構成・世帯加入率など
- ②自治会と地方公共団体との関わりあいと内容
 - i) 事務事業の委託の有無と内容、地方公共団体によるチェック
 - ii) 地方公共団体から自治会への補助金等の支出と報告
 - iii) 自治会情報の地方公共団体による開示の実情
- ③自治会運営に関する条例制定の実情と内容のチェック

5, 自治会の組織・世帯加入率

- (1) 自治会の多層構造：上部団体への委託→地方公共団体には便利だが公金の透明性に課題
- (2) 世帯加入率
 - 20地方公団体は把握していない。
 - 70パーセント～80パーセント台が多い
 - 大都市群（県庁所在市・中核市以上）では加入率が低い傾向→9割以下がほとんど

6, 自治会と地方公共団体とのかかわりあい

- (1) 地方公共団体による業務委託：地方公共団体自身、行政事務と自治会との法的関係について整理できていないことが判明
 - ①回答の多様性

委託+委託料、委託なし+謝礼金、お願い+謝礼金、特別職公務員に任命+個人への報酬、委託なし+委託料なし など

②契約締結の有無

委託+委託料でも契約締結なし（札幌市・仙台市・岐阜県内のいくつかの地方公共団体など）、配布手数料を払っているが契約締結なしなど（本文5頁、12頁）

③契約を締結しつつ実施報告書の未徴求：地方自治法149条6号違反の疑い
新潟、岡崎（ただし、協議、承諾）、高松（本文16頁）

(2) 自治会広報の配布（回答数171）

中核市・県庁所在都市以外の大都市群（29/81・約36%）

岐阜県内（27/41）・約66%

福岡県内（26/49・約53%）

自治会加入世帯を対象とした配布との回答も

(3) ゴミ集積所の管理（回答数158）

中核市・県庁所在都市以外の大都市群（61/79・約77%）

岐阜県内（38/41）・約93%

福岡県内（18/38・約47%）

非自治会員のゴミ収集への対応（117=61+38+18）→自治会構成員と区別（3）自治会にまかせる（57）が60。うち、自治会が許可した場合との回答は岡山市（加入率80.5）、盛岡（87.2）、福島市（76.01）、福井市（75.1）、明石市（73.23）、佐賀市（81.4）→収集方法の見直し、自治会への業務委託契約による明確化が必要

(4) 補助金の交付

①要綱・条例もないままの交付：高崎市、富山市、岐阜県内の5市町、福岡県内の2市→恣意的な運用の温床

②会計報告書の未徴求と回答：千葉市、名古屋市、川崎市、神戸市の一部の補助金、山形市、福島市、宇都宮市、八王子市、金沢市、福井市の一部、豊田市の一部、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良市、和歌山市、松江市、呉市、徳島市、高知市、長崎市、岐阜県内では13市町、福岡県内では16市町村。
→領収証の提出だけではダメ。自治会の会計報告だけでは補助金が補助事業に使われたかどうか不明。不正支出だけでなく、官製自治や政治支配の原因にも

7. 自治会と条例

①会計書類の公表：ウェブサイトでの公表の必要性→函館市・明石市だけ

②憲法上の権利の制度的保障について

条例での定めはほとんどなし。定めがあるとしても、加入促進を内容とするものに止まる。

自治会への参加のルールや地方公共団体と自治会との関係の法治化による、住民自治の実現への期待

以上